

佐賀県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十二年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市湊町字鞍四二九五の八、四六六五の二

二 指定の目的

風害の防備及び潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）